

要介護(要支援・事業対象者)認定を受けている皆様へ

介護サービスを利用するときは

「介護保険負担割合証」が必要です。

- ＊「介護保険負担割合証」は、介護サービスを利用するときの負担割合を示したものです。一定以上の年金収入や所得がある方は、負担割合が2割または3割になります。(詳しくは裏面をご覧ください)
- ＊介護サービスを利用するときは、介護保険の被保険者証と一緒に、負担割合証を、事業所や施設に提示してください。



適用期間

8月1日～翌年7月31日(毎年7月下旬頃に、送付します)

再判定

負担割合の再判定により、負担割合が変更になる場合があります

＊住民税の所得更正による場合



直近の8月にさかのぼって変更されます
(税の遡及に応じて、時効の範囲内でさらにさかのぼることもあります)

＊世帯員の転出入や死亡などにより世帯内の第1号被保険者数が変わることに伴う場合



当該事実があった月の翌月初日から変更されます
(1日に変わる場合は、当月から変更されます)

＊第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)が、第1号被保険者(65歳以上の方)となり、判定により2割または3割になる場合



65歳到達月の翌月初日から変更されます
(誕生日が1日の方は、その月から変更されます)

負担割合証(見本)

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	212019 岐阜市



介護サービスの利用者負担割合

第1号被保険者（65歳以上の方）

本人が市民税を課税されている場合

本人の合計所得金額が220万円以上

年金収入+その他の合計所得金額の合計額が、同一世帯に65歳以上の方が
1人の場合：340万円以上（単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当）
2人以上いる場合：合計463万円以上

3割負担

年金収入+その他の合計所得金額の合計額が、同一世帯に65歳以上の方が
1人の場合：280万円以上340万円未満（単身で年金収入のみの場合280万円以上344万円未満に相当）
2人以上いる場合：合計346万円以上463万円未満

2割負担

年金収入+その他の合計所得金額の合計額が、同一世帯に65歳以上の方が
1人の場合：280万円以上（単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当）
2人以上いる場合：合計346万円以上

2割負担

年金収入+その他の合計所得金額の合計額が、同一世帯に65歳以上の方が
1人の場合：280万円未満（単身で年金収入のみの場合280万円未満に相当）
2人以上いる場合：合計346万円未満

1割負担

本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満

本人の合計所得金額が160万円未満

1割負担

本人が市民税を課税されていない場合
または生活保護を受給されている場合

1割負担

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）

1割負担



※月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えて支払った分は高額介護サービス費等として支給されます。
※介護保険料の滞納がある方は、給付制限により3割または4割負担となる場合があります。